

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言に伴う対応について

1. 緊急事態宣言等の概要について

(1) 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言

政府は、令和2年4月7日、『国民の生命や健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生した』として、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態が発生した旨を発出した。

◇ 期 間 令和2年4月7日 ～ 令和2年5月6日

◇ 区 域 埼玉県，千葉県，東京都，神奈川県，大阪府，兵庫県，福岡県

(2) 千葉県の法に基づく措置内容（基本的な考え方）

◇ 外出自粛要請など、国の基本的対処方針に沿った措置を行う。

◇ 「三つの密」の発生を避ける行動を取るよう、県民や事業者の意識に訴える。

◇ 緊急宣言下においても、社会・経済機能への影響を最小限に留め、社会機能を止めるような施策は実施しないことを県民に周知する。

2. 佐倉市議会の基本的な対応方針

(1) 議会の活動に係る事項

◇ 会議の開催

… 重要な社会機能である「議決機関としての機能」を堅持することが重要であり、必要な会議は開催する。

◇ 会議における感染防止対策の徹底

… 「三つの密」を発生させないため、「社会的距離の確保」、「会議時間の短縮化」、「傍聴の自粛要請」など、必要な対策の実施に努める。

(2) 議員に対する要請

◇ 「三つの密」の発生が想定される活動の開催及び参加を自粛すること。

◇ 不要不急な活動を自粛すること。

◇ 自己の感染防止に努めること。

◇ 執行部への問い合わせについては緊急事案を除き事務局経由でお願いする。